

第4章 地域福祉

第1節 相談・指導の充実

低所得者世帯については、経済的な困窮に至った個々の事由を分析し、各種制度の有効かつ効果的な活用を図り、実情に応じた指導助言を行っています。

また、成年後見制度に関する相談受付や制度の普及啓発及び利用促進のため、成年後見推進センターを設置しています。

1 生活保護の相談（社会福祉課）

単位：件

| 相談件数 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|
| | 629 | 658 | 598 |

2 流山市成年後見推進センター（成年後見中核機関）（高齢者支援課・障害者支援課）

流山市では、令和3年4月に、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活に支障がある方を地域全体で支え、共生社会を実現できるよう、成年後見制度の利用を促進するために、流山市成年後見推進センターを設置しました。センターの運営は、社会福祉法人流山市社会福祉協議会に委託しています。

流山市成年後見推進センターでは、成年後見制度等についてのご説明や、専門の相談先をご案内する他、法律や福祉、その他の関係機関と協力体制（ネットワーク）を築く活動や、成年後見制度をはじめとする高齢者や障害者の権利を守るための制度を、多くの人に知っていただけるように広報・啓発活動を行っています。

（1）流山市成年後見推進センターの設置

| 名称 | 所在地 | 開設年月 |
|---------------|-------------------|--------|
| 流山市成年後見推進センター | 平和台 2-1-2 ケアセンター内 | 令和3年4月 |

（2）流山市成年後見推進センターの運営

ア 相談実績

（延べ件数） 単位：件

| 区分年度 | 電話 | 来所 | 訪問 | その他 | 計（件） |
|-------|-----|----|----|-----|------|
| 令和4年度 | 243 | 43 | 10 | 45 | 341 |
| 令和5年度 | 389 | 55 | 52 | 85 | 581 |
| 令和6年度 | 550 | 92 | 74 | 152 | 868 |

イ 主催事業

| 区 分 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 開催回数(回) | 参加人数(人) | 開催回数(回) | 参加人数(人) | 開催回数(回) | 参加人数(人) |
| 専門職対象研修会 | 1 | 62 | 1 | 60 | 1 | 90 |
| 市民向け講演会 | 1 | 76 | 1 | 110 | 1 | 120 |
| 出前講座 | 11 | 319 | 6 | 94 | 12 | 210 |
| 無料個別相談会 | 5 | 27 | 6 | 29 | 6 | 30 |

(3) 成年後見地域連携ネットワーク会議

流山市成年後見推進センターにより設置された協議体による会議を開催し、地域や関係機関における権利擁護支援についての情報の共有、課題の検討、成年後見推進センターの運営報告等を通して、権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を図ります。

成年後見地域連携ネットワーク会議

成年後見地域連携ネットワーク会議 開催回数

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|
| 3回開催 | 4回開催 | 3回開催 |

(4) ながれやま権利サポート会議

支援困難な個別ケースについて、専門的な知見と法的根拠を基に、多角的な視点で支援方針やチーム支援の在り方等を協議する会議です。

令和6年度 4回開催

(5) 成年後見相談窓口連携会議

権利擁護支援の相談窓口となる事業所を対象とし、成年後見地域連携ネットワーク会議の「事前会議」と、権利擁護支援の「勉強会」という機能を有します。各センターが有益な情報を交換し共有することで相談支援機能の向上に繋げていく目的があります。

令和6年度 2回開催

第2節 援護措置の充実

1 生活保護（社会福祉課）

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

(1) 保護の種類

生活保護の種類は、次の8種類となっています。

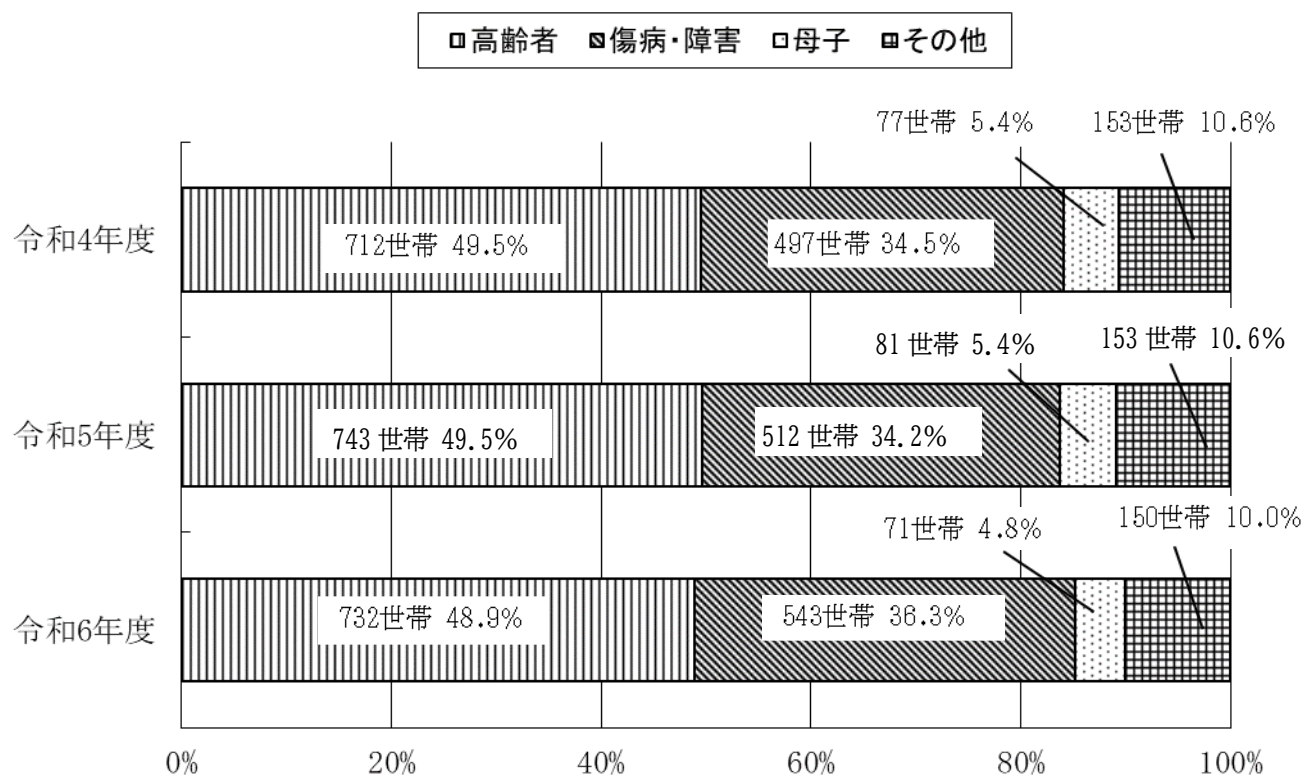
- ア 生活扶助 衣食その他日常生活及び移送に必要な費用
- イ 住宅扶助 家賃、補修、その他住宅に必要な費用
- ウ 教育扶助 教科書、学用品、その他義務教育に伴う必要な費用
- エ 介護扶助 介護を受けるために必要な費用
- オ 医療扶助 病気の治療に必要な費用
- カ 出産扶助 出産のため必要な費用
- キ 生業扶助 生業・高校就学に必要な資金、器具、資材及び技能習得に必要な費用
- ク 葬祭扶助 葬式を行うために必要な費用

(2) 被保護世帯、人員及び保護率

被保護世帯、人員及び保護率の推移 (年度末数)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 被保護世帯 | 1,439 | 1,499 | 1,496 |
| 被保護人員 | 1,883 | 1,950 | 1,905 |
| 保護率(%) | 9.0 | 9.2 | 9.0 |

(3) 被保護者の世帯類型別構成



被保護者の世帯類型別構成

| 区 分 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 世帯数 | 割合(%) | 世帯数 | 割合(%) | 世帯数 | 割合(%) |
| 高 齢 者 | 712 | 49.5 | 743 | 49.5 | 732 | 48.9 |
| 傷病・障害 | 497 | 34.5 | 512 | 34.2 | 543 | 36.3 |
| 母 子 | 77 | 5.4 | 81 | 5.4 | 71 | 4.8 |
| そ の 他 | 153 | 10.6 | 163 | 10.9 | 150 | 10.0 |
| 合 計 | 1,439 | 100 | 1,499 | 100 | 1,496 | 100 |

(4) 生活保護費

生活保護費の種類別構成の推移

| 区 分 | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|------------------------|--------|-------------|-----------|--------|-------------|-----------|--------|-------------|-----------|
| | 延人数 | 扶助額 (千円) | 割合 (%) | 延人数 | 扶助額 (千円) | 割合 (%) | 延人数 | 扶助額 (千円) | 割合 (%) |
| 生活扶助費 | 19,944 | 964,873 | 30.9 | 20,052 | 993,502 | 29.4 | 19,973 | 997,751 | 28.5 |
| 住宅扶助費 | 20,351 | 634,891 | 20.3 | 20,610 | 638,170 | 18.9 | 20,536 | 636,336 | 18.2 |
| 教育扶助費 | 1,356 | 15,556 | 0.5 | 1,243 | 13,711 | 0.4 | 1,283 | 13,905 | 0.4 |
| 介護扶助費 | 4,753 | 132,832 | 4.3 | 5,167 | 137,087 | 4.1 | 5,369 | 140,999 | 4.0 |
| 医療扶助費 | 17,982 | 1,345,505 | 43.0 | 17,531 | 1,574,466 | 46.6 | 17,125 | 1,685,972 | 48.1 |
| 出産扶助費 | 0 | 0 | 0 | 1 | 138 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生業扶助費 | 572 | 9,786 | 0.3 | 577 | 7,490 | 0.2 | 521 | 7,514 | 0.2 |
| 葬祭扶助費 | 35 | 7,517 | 0.2 | 31 | 7,518 | 0.2 | 24 | 6,377 | 0.2 |
| 施設事務費 | 24 | 3,165 | 0.1 | 24 | 3,273 | 0.1 | 47 | 7,131 | 0.2 |
| 中国残留邦人 生活支援給付金 等 | 22 | 4,788 | 0.2 | 12 | 2,121 | 0.1 | 12 | 1,922 | 0 |
| 就労自立給付金 | 27 | 994 | 0 | 29 | 1,164 | 0 | 38 | 1,835 | 0.1 |
| 進学準備給付金 | 10 | 1,600 | 0.1 | 5 | 900 | 0 | 8 | 1,200 | 0 |
| 委託事務費 | 132 | 2,738 | 0.1 | 134 | 2,770 | 0.1 | 164 | 3,370 | 0.1 |
| 合 計 | 65,208 | 3,124,245 | 100 | 65,416 | 3,382,310 | 100.1 | 65,100 | 3,504,312 | 100 |

(注)各年度の決算額

※ 集計は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

(5) 保護の開始及び廃止

生活保護の年度別推移

| 区 分 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 申請件数 | | 276 | 293 | 279 |
| 開 始 | 世帯数 | 225 | 257 | 239 |
| | 人 数 | 296 | 326 | 304 |
| 廃 止 | 世帯数 | 189 | 208 | 240 |
| | 人 数 | 228 | 253 | 330 |
| 却下件数（取り下げを含む） | | 54 | 35 | 40 |

第3節 その他の生活支援

1 生活困窮者自立支援制度（社会福祉課・子ども家庭課）

自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口です。生活困窮者が抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成する等の支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認等も行います。

(1) 自立相談支援（社会福祉課）

生活困窮者に対して広く相談を行う窓口を設置し、生活困窮者が抱える複合的な課題を受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を確認した上で、就労準備支援のほか、住居確保給付金支給等の関係事業との連携を含めた支援計画を策定し、これに沿った支援を行います。

(2) 就労準備支援（社会福祉課）

複合的な課題を抱える生活困窮者が就職活動を行うために必要な支援をします。生活習慣の形成を目的とした「生活自立支援」、就労の前段階として必要な社会的能力を身につけることを目的とした「社会自立支援」、継続的な就労経験の場を提供し一般就労への就職活動に向けた技法や知識の習得を目的とした「就労自立支援」を段階的に実施しています。

就労準備支援状況

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| 新規相談受付件数 | 204 | 185 | 169 |
| プラン作成件数 | 65 | 46 | 9 |
| 就労支援対象者数 | 71 | 52 | 49 |
| 就労者数 | 38 | 29 | 15 |

(3) 住居確保支援事業（社会福祉課）

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより安定した住居の確保と就労自立を図るものです。

住居確保支援状況

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| 住居確保支援件数 | 36 | 34 | 5 |

2 特定疾病療養者見舞金制度 (社会福祉課)

特定疾病の療養者及びその保護者に対して、見舞金を支給し、闘病若しくは労苦に報いるものです。

特定疾病療養者見舞金支給状況

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 対象者(人) | 1,910 | 1,868 | 1,883 |
| 支給金額(千円) | 47,750 | 46,700 | 47,075 |

3 災害見舞金制度 (社会福祉課)

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の異常な自然現象又は火事等の災害により家屋が被害を受けた場合、被災世帯に、見舞金を支給します。

災害見舞金支給状況

| 区 分 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|---------|--------|--------|
| 全焼(壊) | 世帯数 | 4 | 2 | 3 |
| | 金額(円) | 120,000 | 60,000 | 90,000 |
| 半焼(壊) | 世帯数 | 5 | 1 | 0 |
| | 金額(円) | 100,000 | 20,000 | 0 |
| 床上浸水 | 世帯数 | 0 | 0 | 0 |
| | 金額(円) | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 世帯数 | 9 | 3 | 3 |
| | 金額(円) | 220,000 | 80,000 | 90,000 |

4 被爆者健康管理見舞金制度 (社会福祉課)

原爆被爆者に見舞金を支給することにより、被爆者の闘病若しくは労苦に報い、健康の保持意欲及び生活意欲の増進に寄与するものです。

被爆者健康管理見舞金支給状況

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 対象者(人) | 54 | 49 | 44 |
| 支給額(円) | 540,000 | 490,000 | 440,000 |

5 戦傷病者・戦没者遺族等への事業（社会福祉課）

（1）戦傷病者の援護

旧軍人軍属等であった方が公務上傷病にかかり、今なお一定程度以上の障害を有する場合や、療養の必要がある場合に戦傷病者手帳の交付が受けられます。

この手帳の交付を受けた方で、一定の条件を満たすときは、次の援護が行われます。

ア 療養の給付（療養費の支給）

戦傷病者の公務上の傷病又はこれと医学的因果関係のある傷病について、厚生労働大臣の指定する医療機関（主に国立病院等）において、診察、薬剤、手術等その他の治療等を行うものです。

イ 療養手当の支給

療養の給付を受けている1年以上の長期入院患者で、傷病恩給等の年金を受けていない方に支給されます。

ウ 葬祭費の支給

療養の給付を受けている戦傷病者が公務上の傷病により死亡した場合、そのご遺族に支給されます。

エ 更生医療の給付

第5款症以上の身体障害の戦傷病者が、社会復帰のための手術等を必要としたときに行われます。

オ 補装具の支給、修理

公務上の傷病により、第3款症以上の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、肢体不自由（肢切断を含みます。）又は中枢神経機能障害のある戦傷病者に対して、身体機能の欠損等を補い、職業生活や日常生活を容易にするため、その者の請求により、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具の支給又は修理が行われます。

カ 国立保養所への入所

第2項症以上の重度の戦傷病者で必要と認められる場合は、国立保養所に入所することができます。

キ JRの鉄道、連絡船への乗車・乗船についての無賃の取扱（「JR戦傷病者乗車（船）券類引換証」の交付）

戦傷病者と戦傷病者に同行する介護者については、旅客会社の鉄道及び連絡船に乗車する際、無賃の取り扱いが受けられます。

（2）戦没者遺族等への援護

旧軍人、軍属等の遺族には、「恩給法」により「公務扶助料」「特例扶助料」が、また、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」により「遺族年金」「遺族給与金」が支給される制度があります。このほか戦没者の妻等に対し、特別給付金や特別弔慰金が支給される制度があります。

(3) 戦没者追悼式

先の大戦において、国内外で亡くなられた戦没者並びに戦禍によって亡くなられた戦災死没者に対して、追悼の誠を捧げるとともに恒久平和を祈念するため戦没者追悼式を行っています。

戦没者追悼式参列者

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 参列者数(人) | 83 | 77 | 80 |

6 特別児童扶養手当 (障害者支援課)

重度又は中度の障害児(20歳未満)の方を育てている家庭に支給しています。対象者は、重・中度の障害児(20歳未満)を監護している父母、又は養育者(養育者については、父母に監護されない障害児(20歳未満)を同居養育し、生計を維持していること)。

手当の内容

| | | |
|------|---|-------------|
| 支給額 | 1級(重度)障害児 | 月額 56,800 円 |
| | 2級(中度)障害児 | 月額 37,830 円 |
| 支給月 | 4月、8月、11月 | |
| 支給方法 | 受給者が指定した金融機関への口座振込み | |
| 所得制限 | 受給者本人又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額を超えるときは、支給されません。 | |

特別児童扶養手当支給状況

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 支給人数(人) | 299 | 320 | 325 |

7 特別障害者手当 (障害者支援課)

重度の重複障害等のため、在宅で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給される手当です。

対象者は、年齢が20歳以上であり、3か月以上入院しておらず、身体障害者療護施設等の施設に入所していない方です。

手当の内容

| | |
|------|--------------------------------|
| 支給額 | 月額 29,590 円 |
| 支給月 | 2月、5月、8月、11月 |
| 支給方法 | 受給者が指定した金融機関への口座振込み |
| 所得制限 | 本人、配偶者及び扶養義務者等の所得により支給制限があります。 |

特別障害者手当支給状況

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 支給人数(人) | 192 | 183 | 188 |

8 障害児福祉手当 (障害者支援課)

重度の障害があるため、在宅で常時介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。対象者は、年齢20歳未満であり、肢体不自由児施設等の施設に入所していない方です。

手当の内容

| | |
|------|----------------------------|
| 支給額 | 月額 16,100 円 |
| 支給月 | 2月、5月、8月、11月 |
| 支給方法 | 受給者が指定した金融機関への口座振込み |
| 所得制限 | 本人及び扶養義務者等の所得により支給制限があります。 |

障害児福祉手当支給状況

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 支給人数(人) | 99 | 93 | 107 |

9 千葉県心身障害者扶養年金 (障害者支援課)

心身障害者を扶養している方が、その生存中、毎月一定の掛金を納付し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付しています。

給付額

- ・年金(加入者が死亡又は重度障害となったとき、障害者の生存中毎月支給)

1人1口 月額 20,000円

- ・弔慰金(加入者の生存中、障害者が死亡したとき)

加入期間に応じて、一時金が支給されます。

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 加入者数(人) | 45 | 45 | 44 |
| 年金受給者数(人) | 47 | 48 | 48 |

※生活保護世帯、市民税非課税及び均等割世帯については減免又は緩和の制度があります。

10 流山市福祉手当（障害者支援課）

特別障害者手当・障害児福祉手当を受けられない心身障害者に支給される手当です。

(1) 手当の内容

| | | | | |
|------|---|----------|------|------|
| 支給額 | (円/月) | 身体 | 療育 | 精神 |
| | 8,650 | ねたきり(注1) | ㊤・A | |
| | 7,900 | 1・2級 | Bの1 | 1・2級 |
| | 6,900 | 3級 | Bの2 | 3級 |
| | 8月、11月、4月 各月末日(土日祝の場合その前日)に4か月分を支給。 (注1)6か月以上居宅で病臥している介添が必要な20歳以上65歳未満の方 | | | |
| 所得制限 | 非課税世帯 | 市民税均等割世帯 | 課税世帯 | |
| | 全額支給 | 半額支給 | 不支給 | |
| 対象外 | 生活保護、国手当、障害福祉サービス、介護保険の利用者 (利用停止後に再申請可) | | | |
| 申請 | 通帳、印鑑、障害者手帳、個人番号 | | | |

(2) 流山市福祉手当支給状況

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|------------|------------|------------|
| 支給人数(人) | 1,069 | 1,180 | 1,249 |
| 支給額(円) | 72,787,500 | 81,714,225 | 81,834,350 |

平成28年4月1日福祉手当改正

第4節 地域福祉活動拠点の整備充実

福祉会館事業（社会福祉課）

福祉会館は、市民の文化及び教養の向上、高齢者及び身体障害者の福祉の向上、増進並びに児童及び青少年の健全な育成を図ることを目的に設置されています。

福祉会館一覧

| 名称 | 施設内容 | 併設施設 |
|-----------------------|---------------------------|-----------|
| 駒木台福祉会館 | 舞台付大広間、会議室2室、和室、調理室 | 児童館 |
| 流山福祉会館 | 舞台付大広間、会議室3室、和室2室、音楽室、浴室 | |
| 江戸川台福祉会館 | 舞台付集会室、会議室、和室 | 児童センター |
| 西深井福祉会館 | 舞台付大広間、会議室、和室、調理室 | |
| 思井福祉会館 | 舞台付大広間、会議室、和室、相談室 | 児童センター |
| 向小金福祉会館 | 舞台付大広間、会議室、和室 | 児童センター |
| 東深井福祉会館 | 舞台付大広間、会議室、和室 | 障害者福祉センター |
| 南福祉会館 | 舞台付大広間、和室、調理室 | |
| 十太夫福祉会館 | 舞台付集会室、会議室、和室 | 児童センター |
| 名都借福祉会館 | 舞台付大広間、会議室、和室、作業室 | |
| 南流山福祉会館 | 舞台付大広間、体育室、控室 | |
| 野々下福祉会館 | 舞台付大広間、会議室、和室 | 児童センター |
| 赤城福祉会館 | 舞台付大広間、集会室、会議室、談話室 | 児童センター |
| 平和台福祉会館 | 舞台付大広間、和室2室 | |
| 下花輪福祉会館 (ほっとプラザ流山) | 多目的集会室、会議室、和室2室、浴室(本館、新館) | |

福祉会館利用状況

単位：人

| 利用団体 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|---------|---------|---------|
| 老人団体 | 24,797 | 30,440 | 30,450 |
| PTA | 1,074 | 762 | 1,281 |
| 自治会 | 7,014 | 8,960 | 10,310 |
| 青少年 | 2,493 | 3,873 | 4,166 |
| 一般 | 227,602 | 239,970 | 240,331 |
| 合計 | 262,980 | 279,077 | 286,538 |
| 浴室入浴者を含む合計 | 316,328 | 353,901 | 365,810 |

第5節 社会福祉協議会活動の充実

社会福祉法人 流山市社会福祉協議会（社会福祉協議会）

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体（社会福祉法人）で、地域で抱えるさまざまな福祉課題を地域全体の問題として捉え、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉に関わる団体・機関等と連携し、具体的な福祉サービスを実施しています。社会福祉協議会は、住民主体の原則に基づき、自治会等の住民組織、民生委員・児童委員、各種団体、関係行政機関等の参加・協力のもと、地域で生活する皆さんと協力し合って「誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を目指して活動しています。

1 予算

令和6年度社会福祉法人流山市社会福祉協議会 資金収支予算総括表

(収入)

単位：千円

| | | | | | |
|--------------|-------------|---------|---------|---------|-------|
| 事業活動による収支 | 会費収入 | 10,801 | 10,801 | 0 | 0 |
| | 寄付金収入 | 1,500 | 1,500 | 0 | 0 |
| | 経常経費補助金収入 | 59,399 | 59,366 | 33 | 0 |
| | 受託金収入 | 190,655 | 190,655 | 0 | 0 |
| | 貸付事業収入 | 2,317 | 2,317 | 0 | 0 |
| | 事業収入 | 75,823 | 74,796 | 0 | 1,027 |
| | 介護保険事業収入 | 191,016 | 77,951 | 113,065 | 0 |
| | 就労支援事業収入 | 14,181 | 14,181 | 0 | 0 |
| | 障害福祉サービス等収入 | 84,411 | 84,411 | 0 | 0 |
| | 受取利息配当金収入 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 1,258 | 450 | 0 | 808 |
| | 事業活動収入計 | 631,362 | 516,429 | 113,098 | 1,835 |
| 施設整備等収入による収支 | 施設整備等寄付金収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 施設整備等収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の活動による収支 | 積立資産取崩収入 | 45,270 | 43,738 | 1,532 | 0 |
| | 事業区分間繰入金収入※ | 0 | 1,551 | 0 | 0 |
| | その他の活動収入計 | 45,270 | 45,289 | 1,532 | 0 |
| 前期末支払資金残高 | | 164,508 | 143,582 | 20,926 | 0 |
| 収入合計 | | 842,691 | 705,300 | 135,556 | 1,835 |

(支 出)

単位：千円

| 区分 | 勘定科目 | 法人合計 | 社会福祉事業 | 公益事業 | 収益事業 |
|-------------|-------------------|---------|---------|---------|------|
| 経常活動による収支 | 人件費支出 | 494,019 | 400,840 | 93,179 | 0 |
| | 事業費支出 | 76,392 | 70,250 | 5,544 | 598 |
| | 事務費支出 | 57,822 | 46,069 | 11,416 | 337 |
| | 就労支援事業費支出 | 14,181 | 14,181 | 0 | 0 |
| | 貸付事業支出 | 2,900 | 2,900 | 0 | 0 |
| | 共同募金配分金事業費 | 10,892 | 10,892 | 0 | 0 |
| | 助成金支出 | 7,500 | 7,500 | 0 | 0 |
| | 事業活動支出計 | 663,706 | 552,632 | 110,139 | 935 |
| 施設整備等による収支 | 固定資産取得支出 | 113 | 0 | 113 | 0 |
| | ファイナンス・リース債務の返済支出 | 2,144 | 1,517 | 627 | 0 |
| | 施設整備等支出計 | 2,257 | 1,517 | 740 | 0 |
| その他の活動による収支 | 事業区分間繰入金支出※ | 0 | 0 | 651 | 900 |
| | その他の活動による支出 | 9,366 | 6,266 | 3,100 | 0 |
| | その他の活動支出計 | 9,366 | 6,266 | 3,751 | 900 |

※事業区分間繰入金収入、支出は法人内部の取引であるため、法人合計欄にて内部取引消去を行っています。

2 社会福祉協議会の活動事業（社会福祉協議会）

(1) 地域ぐるみ福祉推進事業

核家族化・高齢化の進展等に伴い、ますます多様化・高度化する福祉ニーズにきめ細かく対応するために、住民主体の地域福祉活動を推進しています。

① 福祉意識の高揚及び福祉教育の推進

ア 市民まつり（福祉会場）における広報・啓発活動

イ 地域ぐるみ福祉のまちづくり推進ポスター及び推進標語の募集・表彰

（小中学校児童・生徒を対象）

② 地区社会福祉協議会への活動支援（市内17地区・概ね小学校区毎に組織）

地域にお住まいの方々が主体となり住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを行う自主組織の地区社会福祉協議会に対し、活動費の支援や情報提供などを行っています。

地区社会福祉協議会を支える構成員は、小学校区内の自治会からの代表、民生委員・児童委員、主任児童委員、PTA、日赤奉仕団員、個人ボランティア、学校関係者、老人クラブの代表、流山市社会福祉協議会役員などの方々です。

〔主な事業〕※地区によって事業内容や開催方法は異なります。

ふれあい・いきいきサロン（高齢者や子育て世帯対象）、高齢者対象の見守り訪問、敬老のつどい・敬老お祝い品贈呈、児童と高齢者の交流、介護教室・健康講座開催、こども食堂への支援、研修事業、広報・啓発事業の事業等、地域に根ざした福祉活動

③ ボランティア活動の推進

「流山市ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの募集・養成、登録・活動紹介・調整、活動支援、情報提供などを通じて、ボランティア活動の推進を図っています。

また、大規模災害時の「災害ボランティアセンター」の立ち上げに備え、運営を支援いただくボランティアの養成・登録や研修を行っています。

ア ボランティアの募集

施設、団体、個人等からの要請に応じて、ボランティアの募集をしています。

イ ボランティアの養成

ボランティア活動に必要な知識や技術の習得や向上を図るために、ボランティア講座等を開催しています。

ウ ボランティアの登録・紹介・調整

ボランティア活動を希望する個人やグループを登録し、施設や団体、個人等からの要請に基づき活動紹介・調整をしています。

令和6年度末現在登録者数

個人103人 グループ971人（53グループ） 計1,074人

エ ボランティア活動の支援

ボランティア活動の場の提供や、活動に必要な機材の貸出及びボランティア活動保険の加入手続き等の支援を行っています。

オ 情報提供

ボランティアセンターや「ながれやま福祉だより」、社会福祉協議会ホームページなどを通じて、ボランティア活動に関する情報を提供しています。

（社会福祉協議会ホームページアドレス <https://www.nagareyamashakyo.com/>）

カ 災害ボランティアセンターへの備え

大規模災害の発生に備え、「災害ボランティアセンター」の立ち上げや運営を支援するボランティアを養成すると共に、登録や研修を行っています。また、災害ボランティアセンターの立ち上げ運営訓練を行い、災害時に備えています。

キ 介護支援サポーター事業（市受託事業）

65歳以上の方の社会参加による地域貢献活動を推進し介護予防の促進を図るため、市内の介護保険施設等でサポーター活動（見守り、話し相手、レクリエーションの補助、配膳などのボランティア活動）を行うための養成講座の開催および活動先の紹介・情報提供を行っています。

令和6年度末現在

介護支援サポーター登録者数689人 活動者数196人 受入施設79施設

（2）高齢者福祉事業

◇老人クラブ支援事業

地域の自主的な組織である老人クラブを支援し、その活動を通して、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくり等を推進しています。また、流山市老人クラブ連合会の事務局業務を担い、研修会や運動会、芸能大会などの事業支援、運営補助にあたっています。

◇介護予防訪問介護等及び訪問介護事業（介護保険事業）

要介護者等のいる居宅に訪問介護員を派遣し、自立した生活が送れるように生活援助や身体介護サービスを提供しています。

◇介護予防通所介護等及び通所介護事業（介護保険事業・市指定管理者）

要介護者等の心身機能の維持向上と生活リズムの活性化、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、デイサービスセンターで、健康チェック、入浴、食事、季節の行事、機能訓練等の各種サービスを提供しています。

◇居宅介護支援事業（介護保険事業）

要介護者等の生活状況や家族の状態等に配慮した居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者、医療機関等と連絡調整をしながら自立した日常生活が送れるよう支援しています。

◇介護認定訪問調査事業（市受託事業）

介護保険法に基づく要介護・要支援認定申請者に、公正中立な立場で、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行っています。

◇南部地域包括支援センター事業（市受託事業）

南部中学校区、南流山中学校区、おおたかの森中学校区の一部の地域内に居住する高齢者や家族からの介護・福祉・医療等の生活全般に関するさまざまな相談に応じ、主任介護支援専門員・社会福祉士・看護師の専門職員が連携しながら、介護予防マネジメント業務、権利擁護業務、総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行い、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるように支援しています。

◇流山市シルバーサービス事業者連絡会事業

流山市内の介護保険事業全体の質の向上を図り、地域の介護力を上げるために合同の研修会、情報収集・整理・発信などを行っています。

(3) 障害者(児)福祉事業

◇居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業（障害福祉サービス）

障害者(児)のいる世帯に訪問介護員を派遣し、家事援助や身体介護、外出支援など、自立した生活が送れるように必要な援助サービスを行っています。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に外出のための支援を行います。

◇身体障害者デイサービス事業（市指定管理者）

在宅身体障害者の自立と社会参加の促進と併せて介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、デイサービスセンターで健康チェック、入浴、食事、創作活動、機能訓練等の各種サービスを提供しています。

◇流山こまぎ園の運営（障害福祉サービス）

就労が困難な18歳以上の障害者に対して、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をしています。（定員20名）

(4) 生活支援サービス事業（自費サービス）

介護保険事業等で、サービスを利用している高齢者及び身体障害者のいる居宅に訪問介護員を派遣し、介護保険等でできない身体介護や生活援助サービスを提供しています。

(5) 児童福祉・子育て支援事業

◇育児支援等サービス（ママ&ベビーヘルプサービス事業）（自費サービス）

心身ともに不安定になりがちな妊娠期及び産褥期の母親のいる居宅に訪問介護員を派遣し、身体的・精神的負担の軽減を目的に、妊娠中の母親または生後6か月未満の乳児とその母親に対して育児・家事等のサービスを提供しています。

◇流山市育児支援等サービス事業（市受託事業）

家族等からの支援が受けられず、産前産後の生活に不安のある妊産婦の心身の負担を軽減し、安心して育児ができることを目的に訪問介護員を派遣し、育児・家事等のサービスを提供しています。

◇放課後児童健全育成事業（市指定管理者）

保護者が就労等で放課後の家庭保育が困難な児童を、保護者が終業後迎えに来るまでの間、学童クラブで育成支援し、楽しく集団生活を送ることで、保護者が安心して仕事と子育てを両立できるように支援しています。

※第1あすなろ学童クラブ、第2あすなろ学童クラブ（南流山小）、第1ひまわり学童クラブ、第2ひまわり学童クラブ、第3ひまわり学童クラブ（鱈ヶ崎小）を運営しています。

◇子育てサロン「サンサン」

地域の親子の交流の場として、民生委員児童委員協議会と生涯学習センターと社会福祉協議会との共催で子育てサロンを開催しています。

◇子ども食堂支援事業

地域住民の方からお寄せいただいた食料品等を流山子ども食堂ネットワークを通じ、各子ども食堂の活動を支援しています。また、子ども食堂民間助成金に係る情報提供や申請の協力も行っています。

（6）福祉資金貸付事業

◇生活福祉資金

他からの融資を受けられない所得の比較的少ない世帯や高齢者又は障害者が同居する世帯の経済的自立と安定に役立てていただくために、各種資金（福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金）をお貸ししています。

貸付条件、貸付対象、貸付限度額、返済期間、利子、連帯保証人の有無は、資金の種類ごとに異なります。

また、生活困窮者自立支援事業の利用が条件となる資金もあります。

※令和元年度より新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、収入が減少された方（世帯）や失業等により生活に困窮された方（世帯）に対して生活費等の資金をお貸ししました。（緊急小口資金等特例貸付：令和4年9月で終了し現在はご返済が困難な方などに対する状況の確認や相談等を行っています。）

◇愛の資金

市内に6か月以上居住する世帯で、一時的な生活困窮などのやむを得ない事情で生活の援護の必要が生じた場合に、生活意欲の助長促進と自立更生に導くことを目的として、必要最小限の少額（限度額5万円）を応急でお貸ししています。

(7) 広報・啓発事業

◇「ながれやま福祉だより」の発行

社会福祉協議会の事業やボランティア、地区社会福祉協議会活動の紹介、市内外の福祉関連情報の提供と福祉啓発を目的として、年4回発行し、市内全戸に新聞折込のほか、公共施設や市内スーパー等に広報ラックを設置し配布しています。

◇パンフレットの発行

誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して、社会福祉協議会について紹介し、理解を得ることを目的に、世帯回覧のほか、公共施設の窓口等で配布しています。

◇ホームページ

インターネット上にホームページを開設し、最新の社協関連情報を提供しています。

(ホームページアドレス <https://www.nagareyamashakyo.com/>)

◇SNSでの情報発信

Xとフェイスブックを開設し、ホームページと併用して速報性に富んだ広報活動を展開しています。

(8) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

在宅での日常生活を送る上で、十分な判断がむずかしい高齢者や障害者の方々が、地域で安心して生活できるよう支援する福祉サービスです。生活支援員の訪問等により福祉サービスを利用する際の手続きの援助、金融機関からの生活費の払い戻しや公共料金の支払いなどをお手伝いしています。

(9) 流山市成年後見推進センター（成年後見中核機関）事業（市受託事業）

成年後見制度などについての相談をお受けして、相談内容に応じた制度のご説明や、専門の相談先のご案内、関係機関との調整を行い、対象となる方の権利擁護が図れるよう支援しています。

成年後見制度に関係する、法律や福祉、その他の関係機関と協力体制（成年後見地域連携ネットワーク）を築く活動や、成年後見制度をはじめとする高齢者や障害者の権利を守るための制度を多くの人に知っていただけるよう広報・啓発活動を通じ、権利擁護支援の体制整備、成年後見制度の利用促進の取り組みを行っています。（詳しくはP59～60をご覧ください。）

(10) 流山市生きづらさ包括支援（重層的支援体制整備）事業（市受託事業）

ヤングケアラーやひきこもり等の複数分野にまたがる課題や制度の狭間に陥る課題など、従来の縦割りの支援制度では対応しきれないケースに対して包括的に支援をする制度のうち、「よりそいサポートセンター」で次の事業を取り組んでいます。

◇アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会福祉士や精神保健福祉士、保健師等の専門職員が、地域における資源開発やネットワーク構築活動を通じ、生活課題を抱え地域社会から孤立している方を把握し、こちらから出向い

て課題解決のための関係づくりや信頼関係の構築に向けて働きかけを行っています。

◇参加支援事業

社会活動を円滑に営む上での困難を有する方を対象として、居場所や活動先などの社会とのつながりづくりのための支援を行っています。

(11) その他の相談・援護・支援事業

◇成年後見相談所の開設 ※成年後見推進センター連携事業

認定NPO法人東葛市民後見人の会及び専門職の協力のもと、年6回、成年後見相談所を開設しています。(相談は無料です。)

◇歳末たすけあい募金助成事業

新たな年を迎えるにあたり、支援を必要とする世帯や児童養護施設入所児童、障害福祉サービス事業所等へ、公的機関や民生委員・児童委員等の協力を得て、援護金等を給付しています。

◇ミニフードバンク事業

生活に困窮している方に、住民の皆様からお寄せいただいた食料品や日用品などを提供しています。

◇法外援護事業

緊急に援護を必要とする行路人等に、自立更生のため少額の援護金をお貸ししています。

◇火災・風水害り災世帯への援助

火災・風水害等により住家が被災した世帯に見舞金を支給しています。

◇車いすの貸出し(無料)

高齢者や障害者等に車いすを貸し出しています。

◇各種福祉関係団体への助成・支援

市内を拠点として活動している各種福祉関係団体の事業・活動に対し、助成・支援をしています。

第6節 民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員（社会福祉課）

「民生委員・児童委員」は、民生委員法及び児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された地域における福祉の相談・支援にあたるボランティアで、任期は3年です。

委員は、常に社会奉仕の精神をもって地域で抱えている福祉ニーズをとらえ、援助が必要な方に対して、安定し、自立した生活が送れるよう、適切な支援を行っています。

また、平成6年に設置された児童福祉専門の「主任児童委員」は、児童福祉や教育の関係機関と密接に連絡調整を図りながら、担当地域の民生委員・児童委員とともに児童の健全育成に取り組んでいます。

流山市では184名の地区担当民生委員・児童委員と19名の主任児童委員を定数とし、民生委員法に定められた地区民生委員児童委員協議会（単位民児協）が市内各地区に9つ組織されています。

各单位民児協は、16～28名の民生委員・児童委員と主任児童委員で構成され、毎月1回の定例会議を開き、地域の福祉問題の分析や担当している要援護世帯への援助方法の検討等を行い、日常の活動を推進する上で必要な知識と援助技術の向上を図る大切な場となっています。

さらに、各单位民児協や他機関との連絡調整のため、流山市民生委員児童委員協議会を組織しています。

1 3つの基本姿勢（社会福祉課）

（1）社会奉仕の精神

社会福祉の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。

（2）基本的人権の尊重

民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要です。人格・信条・性別・社会的身分または門地による差別的・優先的な取り扱いはしません。

（3）政党・政治的目的への地位利用の禁止

職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。

2 3つの基本的性格（社会福祉課）

（1）自主性

常に住民の立場に立って、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。

（2）奉仕性

誠意を持ち、地域住民との連帯感を持って、謙虚に無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。

（3）地域性

一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行います。

3 3つの活動原則（社会福祉課）

(1) 住民性の原則

自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

(2) 継続性の原則

福祉問題の解決は、時間をかけて行う必要があります。民生委員・児童委員の交代が行われた場合でもその活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。

(3) 包括・総合性の原則

個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応したりしていくために、その問題について包括的・総合的な視点に立った活動を行います。

4 活動の基本（7つの働き）（社会福祉課）

(1) 社会調査活動

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

(2) 相談活動

地域社会が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

(3) 情報提供活動

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

(4) 連絡通報活動

住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関・施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を務めます。

(5) 調整活動

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

(6) 生活支援活動

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

(7) 意見具申活動

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協を通じて関係機関等に意見を提起します。

○ 流山市民生委員児童委員協議会（社会福祉協議会）

- ・会 長 1名（事務局）
- ・副会長 2名 流山市社会福祉協議会内
- ・会 計 1名 流山市平和台2丁目1番地の2
- ・理 事 15名 TEL 7159-4735 FAX 7159-4736
- ・監 事 2名

地区民生委員児童委員協議会の構成人数 (社会福祉協議会)

(令和6年3月31日現在)

| 地区民児協 (中学校区) | 担当区域(字名) | 人 数 | |
|-------------------|---|-----|---------------|
| | | | うち主任 児童委員数 |
| 東深井 | 深井新田、東深井、西深井 | 21 | 2 |
| 北部 | 江戸川台東、江戸川台西、こうのす台、平方、美原、 中野久木、富士見台、北、小屋、南、平方村新田 | 27 | 2 |
| 常盤松 | 東初石1～4丁目、駒木の一部、駒木台、青田、 おおたかの森北の大部、美田 | 23 | 1 |
| 西初石 | 新宿、上新宿新田、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、 若葉台、西初石1～4丁目 | 16 | 1 |
| 南部 | 流山1～9丁目、加、三輪野山、西平井、平和台、 大字流山の一部 | 22 | 2 |
| 南流山 | 鱈ヶ崎、木、南流山、大字流山の一部 | 24 | 3 |
| 八木 | 思井、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、野々下、 長崎、宮園 | 20 | 2 |
| 東部 | 前ヶ崎、向小金、名都借、松ヶ丘、西松ヶ丘 | 28 | 2 |
| おおたかの森・ おおぐろの森 | おおたかの森東、おおたかの森西、おおたかの森南、 おおたかの森北の一部、駒木の大部、市野谷、大畔 | 22 | 4 |
| 流山全域 計 | | 203 | 19 |

第7節 民間活動

1 千葉県共同募金会流山市支会（社会福祉協議会）

共同募金は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進のために活用される募金です。

地域住民一人ひとりの社会福祉に対する理解とたすけあいの精神を高めるとともに、人々の善意による民間社会福祉事業の進展を図るため、各都道府県共同募金会が中心となって募金運動を展開しています。

運動期間は、10月1日から翌年3月31日までの6か月間で、12月1日から31日までの1か月間は共同募金の一環として「歳末たすけあい募金運動」も併せて展開しています。募金活動は、各自治会の社会福祉協議会協力員、民生委員・児童委員、ボランティアなど多くの方々の協力を得て行っています。

(1) 赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金運動で寄せられた募金は、千葉県内の社会福祉施設や社会福祉団体に助成され、設備の充実や様々な福祉活動及び社会福祉協議会等が推進する地域福祉活動のために役立てられます。また、いつ起こるか分からない災害に備え準備金として積み立てられ、被災地支援に活用されます。

令和5年度赤い羽根共同募金実績(流山市支会)

| 区 分 | 金 額 (円) | 割合 (%) |
|---------|-----------|--------|
| 戸別募金 | 7,113,748 | 72.1 |
| 街頭募金 | 157,601 | 1.6 |
| 法人・商店募金 | 942,000 | 9.5 |
| 職域募金 | 129,219 | 1.3 |
| 学校募金 | 495,592 | 5.0 |
| 窓口募金 | 67,698 | 0.7 |
| イベント | 255,137 | 2.6 |
| その他 | 705,293 | 7.2 |
| 合 計 | 9,866,288 | 100 |

※流山市社会福祉協議会へ助成された共同募金の助成金は一人暮らしのお年寄りやからだの不自
由な方、又このような方を支える福祉関係団体等の支援及び地域福祉活動の資金として役立てられ
ます。

(2) 歳末たすけあい募金

歳末たすけあい運動では、新たな年を迎える時期に、支援を必要としている方々が安心して暮らすことができるよう、地域ぐるみでの募金活動を推進しています。

この運動によって寄せられた募金は、社会福祉協議会を通じて、市内の援助を必要としている世帯や障害福祉サービス事業所等へ年内に助成されます。

令和6年度歳末たすけあい募金実績(流山市支会)

| 区 分 | 金 額 (円) | 割合 (%) |
|------|-----------|--------|
| 戸別募金 | 3,614,364 | 94.4 |
| 職域募金 | 97,731 | 2.5 |
| その他 | 117,385 | 3.1 |
| 合 計 | 3,829,480 | 100 |

2 日本赤十字社千葉県支部流山市地区の活動 (社会福祉課)

日本赤十字社は、法律に基づいて設置された特殊法人で、民間の団体です。“人間のいのちと健康、尊厳を守る”ことを基本的な使命として、国内における災害救護活動をはじめ、ボランティア活動、医療事業、血液事業や世界の各地で多発する紛争・災害等の緊急救援活動、開発支援事業等の人道的活動を展開しています。

こうした活動を展開するための資金は、公的資金によらず、地域住民の皆様や地域企業の皆様からお寄せいただきます寄付金と赤十字社員(会員)の社費(会費)によって賄われています。

流山市地区では、毎年5月から6月に地域住民の皆様や地域企業の皆様へ赤十字活動資金へのご協力をお願いし、赤十字の活動基盤の確立に努めています。

活動資金の推移

単位：円

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|------------|------------|-----------|
| 目 標 額 | 11,060,000 | 10,587,000 | 8,553,000 |
| 実 績 額 | 6,647,649 | 6,417,514 | 6,840,406 |

活動資金の用途

地域住民の皆様や地域企業の皆様からお寄せいただいた資金は、災害時における迅速かつ効果的な救護活動を展開するため、災害救護体制の整備や防災ボランティアの育成、救急法の普及、青少年の健全育成等、様々な活動に使われています。

また、流山市地区では、火災、風水害等によって、被災された世帯に災害救援物資等を支給しています。

災害救援物資等の配分状況

| 年 度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 被災件数 (件) | 9 | 3 | 4 |
| 毛布 (枚) | 12 | 1 | 3 |
| 敷布 (枚) | 21 | 0 | 0 |
| 日用品セット (個) | 20 | 1 | 1 |
| ガーゼケット (枚) | 15 | 0 | 0 |
| バスタオル (枚) | 0 | 0 | 0 |
| 弔慰金 (件) | 1 | 0 | 1 |
| 見舞金 (件) | 9 | 3 | 4 |

3 市民福祉活動事業運営資金貸付制度 (社会福祉課)

NPOが新たな市民福祉活動事業を始めるに当たり必要な資金を貸し付けることにより、市民福祉活動の推進を図り、市民福祉の向上に寄与する制度です。

(1) 貸付対象 (団体、事業、経費)

市内に主たる事務所があり、かつ、市内において市民福祉活動を行うNPOで、国、県、市の補助事業の認可を受けたもの若しくは公共性があり、市民福祉の向上に資するものであると認められる事業が対象です。

対象経費は、当該事業の運営に要する光熱水費等、通信費等、使用料及び賃上料等です。

(2) 貸付金額、利子

貸付金額は1団体500万円を限度とし、貸付利子は無利子です。

(3) 償還期間、方法

3年以内償還 (1年以内の据置が可能) で、償還方法は、半年賦均等償還です。